

山梨県公報

第二千四十一号

平成二十二年

五月十七日

月 曜 日

目 次

道路の供用開始	三二七
建築基準法に基づく道路位置指定	三二七
使用料の収納事務の委託(二件)	三二七
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	三二八
教育委員会	
平成二十三年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について	三二八
公安委員会	
技能検定員等審査の実施	三三一

告 示

山梨県告示第百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年六月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十七日

山梨県知事

横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国	四一一号	北都留郡丹波山村字塩ノ山二九	三三六・五	平成二十二年

道

七八番の三地先から
北都留郡丹波山村字塩ノ山二八
八五番の一地主先まで

年五月十七
日

山梨県告示第百八十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十二年五月十七日
- 二 指定道路の位置
笛吹市石和町中川字南梅ノ木一七六番十
- 三 指定道路の幅員
最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
四六・〇メートル

山梨県告示第百八十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十二年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 委託の相手方
南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町
- 二 委託に係る使用料
山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十二年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 委託の相手方
上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年四月三十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人希会
 - 2 代表者の氏名 須藤きみ子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町上野二千六百十六番地二
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、地域住民の方々と共に明るく楽しく豊かに生活出来るような援助を行うとともに、福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年五月七日から同年七月六日まで

教育委員会

● 平成二十三年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

平成二十三年度山梨県公立高等学校（大月短期大学附属高等学校及び甲陵高等学校を

除く。）入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成二十二年五月十七日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

- 一 募集人員
全日制の課程における前期募集
- 二 前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。
- 1 全日制普通科（コース及び単位制を含む。）については、募集定員の10%から30%の範囲（コースの指定については、普通科の率と同じとする。）
- 2 理数科、英語科及び文理科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の20%から40%の範囲
- 3 職業に関する学科については、募集定員の30%から50%の範囲
- 4 総合学科については、募集定員の20%から40%の範囲
- 二 出願資格
前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。
- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十三年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者
- 2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者
- 三 出願の制限
出願は、一人一校、一学科に限る。
- 四 出願期間
平成二十三年一月十二日（水）、同月十三日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十四日（金）の午前九時から正午までとする。
- 五 検査
1 検査方法
面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、作文、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。
- 2 検査期日
平成二十三年一月二十五日（火）及び同月二十六日（水）とする。ただし、志願者の状況によっては、同月二十七日（木）を含めて三日間とすることができる。
- 六 選抜方法
各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書の記録、面接の結果及び

各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成二十三年二月二日（水）午前九時から午後四時までの間に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が事前に郵便等による交付の依頼をした場合には、郵便等により交付する。

八 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

全日制の課程における後期募集

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成二十三年三月に卒業する見込みの者

2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成二十三年三月に修了する見込みの者

3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十三年三月に修了する見込みの者

4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十三年三月に修了する見込みの者

5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。

4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上が設置されて

いる場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。

5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十三年二月十六日（水）、同月十七日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十八日（金）の午前九時から正午までとする。

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日

平成二十三年三月三日（木）

3 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 選抜方法

1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。

2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。

七 入学許可予定者の発表

平成二十三年三月十一日（金）の午前十一時

全日制の課程における再募集

一 実施校

入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科又は職業に関するコースの募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。

<p>3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>四 出願期間 平成二十三年三月十一日（金）の午後一時から午後四時まで、同月十四日（月）の午前九時から午後四時まで及び同月十五日（火）の午前九時から正午までとする。</p> <p>五 検査 1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。</p> <p>2 検査期日 平成二十三年三月十六日（水）</p> <p>六 選抜方法 学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果及び作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。</p> <p>七 入学許可予定者の発表 平成二十三年三月十八日（金）の午前十一時</p> <p>定時制の課程における入学者選抜</p> <p>一 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。</p> <p>二 出願の制限 1 出願は、一人一校とする。</p> <p>2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。</p> <p>3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。</p> <p>4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>三 出願期間 平成二十三年二月十六日（水）、同月十七日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十八日（金）の午前九時から正午までとする。</p> <p>四 検査</p>	<p>1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。</p> <p>2 学力検査の検査教科及び配点 ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。 イ 配点は、各検査教科百点とする。</p> <p>3 検査期日 平成二十三年三月三日（木）及び同月四日（金）とする。</p> <p>4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。</p> <p>五 選抜方法 調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。</p> <p>六 入学許可予定者の発表 平成二十三年三月十一日（金）の午前十一時</p> <p>定時制の課程における再募集</p> <p>一 実施校 定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。</p> <p>三 出願の制限 1 出願は、一人一校とする。</p> <p>2 全日制及び定時制の課程における入学許可予定者は、出願することはできない。</p> <p>3 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>四 出願期間 平成二十三年三月十五日（火）から同月十八日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（火）の午前九時から正午までとする。</p> <p>五 検査 1 検査方法 再募集に当たっての学力検査及び面接を実施する。</p> <p>2 学力検査の検査教科 検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。</p>
--	---

3 検査期日

平成二十三年三月二十三日(水)

六 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十三年三月二十五日(金)の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める「平成二十三年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

公安委員会

●技能検定員等審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に行う審査(以下「技能検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十七日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。)及び大型自動車第二種免許等(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。)に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十二年六月二十一日(月)、六月二十三日(水)及び六月二十五日(金)

の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十二年五月二十四日(月)から平成二十二年六月四日(金)まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万四千七百円

(二) 普通自動車免許 二万五百円

(三) 特定第一種運転免許 一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等 二万二千四百五十円

(五) 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万五千六百五十円

(二) 普通自動車免許 一万二千五百円

(三) 特定第一種運転免許 九千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等 一万三千三百円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
- 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。